

＜市民の皆様から御意見を募集します＞

## 川崎市火災予防条例の一部改正等について

### 大規模な催しの安全対策について

平成25年8月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえまして、屋外における多数の者が集合する催しにおいて、防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを指定催しとして指定すること、当該催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるため、「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号。）、「川崎市火災予防規則」（昭和48年規則第69号）の一部改正を検討しています。

### 1 意見募集の期間

平成26年6月9日（月）から平成26年7月10日（木）まで

※郵送の場合は、平成26年7月10日（木）付けの消印まで有効です。

### 2 関連資料の閲覧場所

- （1）川崎市消防局予防部
- （2）情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- （3）各区役所（市政資料コーナー）
- （4）川崎市公式ホームページ

### 3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、御意見を提出してください（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）。

#### （1）郵送・持参

宛先 〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7  
川崎市消防局予防部 宛（消防局総合庁舎7階）

#### （2）FAX

FAX番号 044（223）2795（川崎市消防局予防部）

#### （3）電子メール

川崎市ホームページにアクセスの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用フォームを御利用ください。

### 《注意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載頂きました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。
- 条例改正時期については、年内を予定しております。

### 4 問合せ先

改正内容については、

川崎市消防局予防部予防課 電話番号：044（223）2707

| 意見書                                                                                                                                                                                                                       |                         |       |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|--------------|
| 題名                                                                                                                                                                                                                        | 川崎市火災予防条例の一部改正等について     |       |              |
| 氏名<br>(団体の場合は、<br>名称及び代表者名)                                                                                                                                                                                               |                         |       |              |
| 電話番号                                                                                                                                                                                                                      |                         | FAX番号 |              |
| 住所(又は所在地)*区名まで                                                                                                                                                                                                            |                         |       |              |
| 意見の提出日                                                                                                                                                                                                                    | 平成 年 月 日                | 枚数    | 枚(本紙を含む)     |
| 政策等に対する意見                                                                                                                                                                                                                 |                         |       |              |
|                                                                                                                                                                                                                           |                         |       |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。</li> <li>・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。</li> <li>・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。</li> </ul> |                         |       |              |
| 提出先                                                                                                                                                                                                                       |                         |       |              |
| 部署名                                                                                                                                                                                                                       | 消防局予防部予防課               |       |              |
| 電話番号                                                                                                                                                                                                                      | 044-223-2707            | FAX番号 | 044-223-2795 |
| 住所                                                                                                                                                                                                                        | 〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7 |       |              |

## 川崎市火災予防条例の一部改正等（案）の概要について

### 1 屋外催しに係る防火管理に関する基準

#### （１）改正の背景・目的

平成２５年８月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災（人出予想１１万人、露店等の数１００店舗以上）を踏まえまして、「消防法施行令」（昭和３６年政令第３７号）及び火災予防条例（例）の一部改正が示され、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しにおいて、屋外催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを指定催しとして指定すること、当該催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等について「川崎市火災予防条例」（昭和４８年条例第３６号）を一部改正するものです。

#### （２）改正（案）の概要

ア 指定催しに関する基準について、次のとおり規定するものです。

（ア）祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定する。

（イ）指定催しを指定する際は、主催する者の意見を聴かなければならない。

（ウ）指定催しの指定をしたときは、当該指定催しを主催する者にその旨を通知するとともに、公示を行う。

（エ）指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（オ）指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する際は、事前に前（エ）で作成した計画を消防長に提出しなければならない。

（カ）前（オ）において提出をしなかった者に対し罰則規定を設ける。

イ 屋外催しに関する届出の基準について、規定するものです。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しについて、露店等を開設しようとする者は、消防長に届出等を行うことを基準に規定するものです。

#### （３）施行期日（案）

平成２６年１２月公布日とします。

### 2 屋外催しに係る防火管理に関する指定催しの指定を行った場合の公示方法等

#### （１）改正の背景・目的

前1の屋外催しに係る防火管理に関する基準を導入することに伴い、指定催しを指定したときは、市公報への掲載、市の掲示場への掲示、川崎市ホームページへの掲載等により利用者等へ広くお知らせできるよう公示方法について「川崎市火災予防規則」(昭和48年規則第69号)を一部改正するものです。

(2) 改正(案)の概要

ア 指定催しの公示方法

市公報への掲載、市の掲示場への掲示及び川崎市ホームページ等への掲載により利用者等へ広くお知らせできるよう規定するもの

イ 指定催しの公示の内容

指定催しの名称、開催場所及び開催期間等を規定するもの

(3) 施行期日(案)

平成26年12月公布日とします。